

取扱金融機関一覧



・区へのあっせん申し込み前に、取扱金融機関にもご相談ください。
 ・「小特取扱」に○印がある金融機関は、小規模企業特別事業資金を取り扱っています。
 ・一部の金融機関については、相談窓口及びあっせん書類の持ち込み先が支店と異なる場合があります。詳しくは各支店にご確認ください。

金融機関(支店)	所在地	電話	小特 取扱	金融機関(支店)	所在地	電話	小特 取扱		
みずほ銀行	羽田	荻中1-7-10	3742-1111	○	目黒信用金庫	鷗の木	鷗の木2-2-12	3759-5681	○
	大岡山	北千束3-28-12	3729-2115	○	洗足	目黒区洗足2-26-5	3783-5651	○	
	大森	山王2-5-13	3774-5111	○	城北信用金庫	大岡山	目黒区洗足2-19-3	5734-1755	○
	蒲田	蒲田5-17-2	3734-6131	○	さわやか信用金庫	大森中央	中央6-29-4	3754-1331	○
	馬込	山王2-5-13	3773-0371	○		荏原	北馬込2-47-1	3778-2293	○
	上池上	久が原3-35-11 (久が原支店内)	3751-0271	○		下丸子	下丸子3-8-13	3756-5571	○
	久が原	久が原3-35-11	3751-2151	○		雪谷	東雪谷3-31-4	3748-6660	○
三井住友銀行	蒲田西	蒲田5-41-8	3732-3811	○		大森	大森南3-17-12	3741-6551	○
	雪ヶ谷	雪谷大塚町9-15	3729-3111	○		美原	大森東1-9-14	3761-9161	○
	六郷	東六郷2-14-2	3738-1176	○		羽田	荻中2-2-1	3742-0411	○
	下丸子	下丸子3-2-15	3750-5151	○		蒲田	多摩川1-26-17	3758-1261	○
	旗ノ台	品川区旗の台1-4-15	3785-3011	○		穴守	羽田4-20-10	3744-4511	○
	大森	山王2-3-4	3771-2830	○		大森南	大森南3-17-12	3745-3711	○
	田園調布	田園調布2-51-11	3721-6175	○	糎谷	西糎谷1-15-17	3745-2371	○	
三菱UFJ銀行	蒲田	蒲田5-41-8	3732-0101	○	大森西	大森西5-9-3	3768-3601	○	
	大森	蒲田5-12-6 (蒲田支店内)	3732-2231	○	京浜島	京浜島2-9-1	3790-2611	○	
	蒲田	蒲田5-12-6	3732-2231	○	東糎谷	東糎谷4-1-1	3741-7111	○	
りそな銀行	蒲田駅前	蒲田5-12-6 (蒲田支店内)	3732-2231	○	六郷	南六郷2-7-23	3730-4871	○	
	大森	大森北1-30-3	3763-3311	○	北馬込	北馬込2-47-1	3778-2291	○	
きらぼし銀行	蒲田	西蒲田5-27-10	3731-0101	○	大井	品川区南大井4-2-5	3764-7101	○	
	大森	中央1-7-1	3772-7151	○	城南信用金庫	大森	大森中1-7-1	3762-3511	○
	蒲田	蒲田5-29-6	3738-0101	○		入新井	大森北1-26-3	3763-2311	○
西六郷	蒲田5-29-6 (蒲田支店内)	3739-5411	○	馬込		南馬込5-2-9	3771-0101	○	
横浜銀行	蒲田	蒲田5-38-3	3738-1136	○		池上	池上6-4-1	3751-5121	○
	大森	品川区南大井6-26-1	3298-7080	○		蒲田	蒲田5-26-13	3733-8181	○
阿波銀行	蒲田	蒲田5-15-8 月村ビル3F	3730-8021	○		六郷	東六郷3-2-10	3738-5121	○
	蒲田	南蒲田1-1-25	3733-2281	○		矢口	矢口1-8-8	3750-4161	○
東日本銀行	矢口	南蒲田1-1-25 (蒲田支店内)	3733-2281	○		羽田	荻中3-8-5	3741-7791	○
	梅屋敷	南蒲田1-1-25 (蒲田支店内)	3733-2281	○		大岡山	北千束3-31-7	3727-3135	○
静岡中央銀行	川崎	川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビルディング10階	044-244-7321	○		雪ヶ谷	雪谷大塚町7-9	3720-4131	○
	蒲田	蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア9階	5480-0535	○	蓮沼	西蒲田6-32-11	3732-3211	○	
湘南信用金庫	本門寺前	池上6-3-8	3751-5171	○	蒲田本町	蒲田本町2-19-1	3736-1571	○	
	大森	品川区南大井6-26-3	3763-1251	○	大田文化の森	中央2-12-3	3777-4911	○	
川崎信用金庫	久が原	東嶺町28-10	3754-1541	○	久が原	久が原3-35-1	5700-2531	○	
	糎谷	西糎谷4-21-22	3742-3351	○	全東栄信用組合	大森	中央3-5-2	3773-0311	○
興産信用金庫	大田市場営業部	東海3-2-1	5492-3411	○	中ノ郷信用組合	大森	山王2-19-1	3774-0801	○
	大森	山王3-14-18	3771-3161	○	共立信用組合	本店営業部	大森西1-7-2	3762-7771	○
	荏原町	品川区中延6-6-4	3784-1311	○		矢口	多摩川1-9-11	3759-6206	○
	梅屋敷	大森西6-13-14	3765-3971	○		糎谷	西糎谷3-7-1	3741-4191	○
	雑色	仲六郷2-31-8	3732-5751	○		洗足池	東雪谷1-1-4	3720-2131	○
	新蒲田	西六郷1-20-5	3733-8711	○		大岡山	北千束3-28-16	3726-0151	○
	雪が谷	雪谷大塚町8-3	3720-5111	○		六郷	東六郷2-8-22	3736-2201	○
	長原	上池台1-15-6	3726-6151	○		蒲田	東蒲田1-2-7	3733-4514	○
	千鳥町	千鳥1-20-3	3750-4111	○		武蔵新田	矢口1-16-16	3756-2811	○
	大森駅前	品川区南大井6-24-9	3762-8111	○		西蒲田	西蒲田2-11-8	3754-4611	○
田園調布	田園調布本町46-19	3721-7201	○	雑色		仲六郷1-29-5	3732-5611	○	
芝信用金庫	蒲田	南蒲田1-1-18	3732-0111	○	大森	大森東4-19-6	3763-0271	○	
	仲池上	仲池上2-18-1	3755-6611	○	平和島	大森北6-28-1	3765-8211	○	
	矢口	矢口2-18-3	3758-6111	○	前の浦	大森南3-29-13	3741-7011	○	
	御岳山	北嶺町37-13	3726-5611	○	蒲田	蒲田4-22-17	3732-3221	○	
	蓮沼	東矢口3-9-1	3730-7111	○	荏原町駅前	品川区中延5-1-1	3786-8161	○	
	鷗の木	鷗の木2-2-8	3758-8800	○	西蒲田	東矢口3-20-5	3738-1106	○	
					羽田	南蒲田3-3-17	3743-5351	○	
					大森駅前	品川区南大井6-27-25	3766-5321	○	

令和6年度

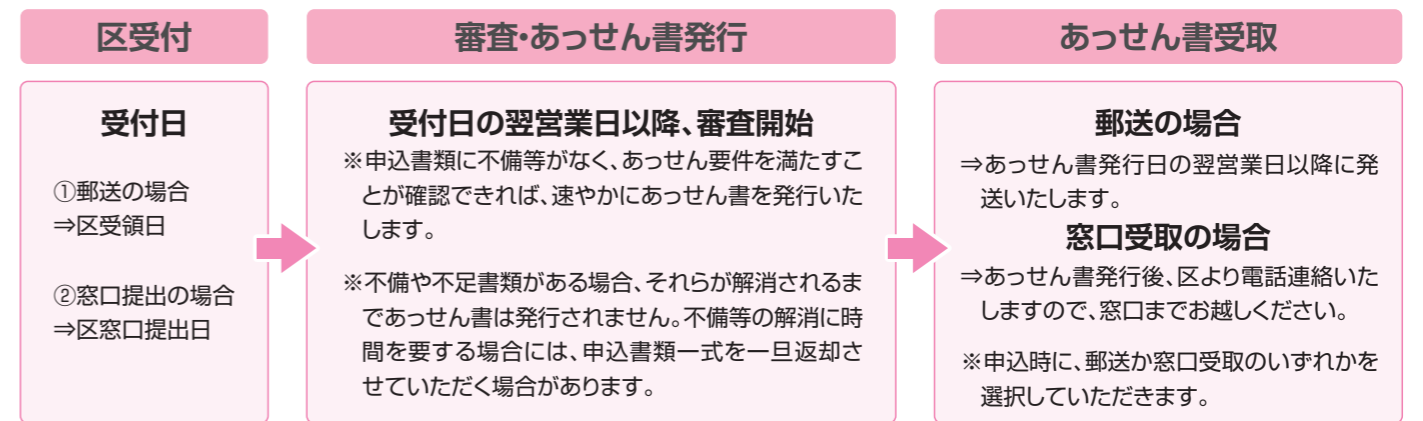
大田区中小企業融資 あっせん制度のご案内

大田区では、区内の中小企業者の方々に
 経営の安定や改善、設備の向上等に必要な資金として、
 低利で利用できる各種の融資を金融機関にあっせんしています。

あっせん制度の申込について

「開業資金」及び「チャレンジ企業応援資金」は、予約制です。
 申込みをご検討されている方は、下記の問合せ先に電話で必ず
 事前予約をしてください。

上記の資金以外のあっせんの申込は、郵送で受付します。
 ※窓口で書類を提出することも可能です。
 融資あっせん書の発行は、受付日の翌営業日以降になりますのでご了承ください。



※申込される資金ごとの必要書類は、大田区ホームページ (下記QRコード又はURL参照)にてご確認ください。

問合せ先

大田区 産業振興課 融資係
 (〒144-0035大田区南蒲田1-20-20
 大田区産業プラザ2階)

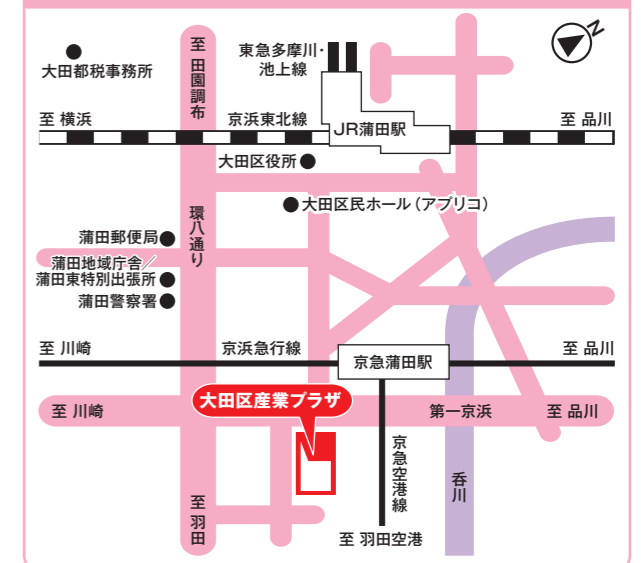
電話 03 (3733) 6185

FAX 03 (3733) 6159

URL <http://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/yushi/>



大田区産業プラザ (PiO) 案内図



本案内は令和6年10月1日時点の内容を掲載しています。

融資あっせんの対象要件

	法人の場合	個人の場合
	中小企業者であること※1	
①	業種	従業員数※2
	製造業、建設業、運送業、その他の業種	300(20)人以下
	卸売業	100(5)人以下
	サービス業	100(5)人以下
	小売業	50(5)人以下
	医療法人等※3	300(20)人以下
	資本金	従業員数※2
	3億円以下	300(20)人以下
	1億円以下	100(5)人以下
	5,000万円以下	100(5)人以下
	5,000万円以下	50(5)人以下
	—	300(20)人以下
	●資本金又は常時使用する従業員数のいずれか一方が該当していることが必要です。 ●その他企業規模要件は、信用保証協会の取り扱いに準じます。	
	※1 中小企業者とは、中小企業信用保険法に定義する、会社、個人、組合を言います。	
	※2 小口資金枠の場合は()内の人数	
	※3 医療法人等とは、医療法人及び医療を主たる事業とする社会福祉法人等を指します。	
②	区内に、登記上の本店所在地 又は 事業所(※)を1年以上有すること ※法人都民税・法人事業税の課税対象となっている事業所	区内に、住民登録地 又は 事業所(※)を1年以上有すること ※特別区民税・都民税の課税対象となっている事業所
③	同一事業を引き続き1年以上原則として同一場所で営んでいること	
④	法定期限内に確定申告をしていること	
⑤	納期到来分の法人都民税・法人事業税を完納していること ※法人都民税・法人事業税の納税証明書(都税事務所発行)上の住所が大田区であること 又は 確定申告書に添付の「均等割額の計算に関する明細書」に大田区内の事業所が記載されていることの内いずれかが必要 ※1期目の確定申告を行い、当該申告に基づく法人都民税・法人事業税を完納していること。(上記②及び③の要件を満たしていても、1期目の確定申告及び納税が完了するまでは対象外)	納期到来分の特別区民税・都民税を完納していること ※住民登録地が区外で事業所のみが区内の場合、区内の事業所課税分の特別区民税・都民税の納税証明書(大田区発行)が必要
⑥	信用保証協会の保証対象業種であること	
⑦	許認可・届出等を要する事業を営んでいる(又は営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(又は受ける)こと	
⑧	資金使途が適正な事業資金であること(生活・住宅・投機資金・債務の補填等は対象外)	

◆区が損失補償し、金融機関から譲渡を受けた債権の当事者(相続人、借入人を代表とする法人、連帯保証人及び当該連帯保証人を代表とする法人を含む。)である場合には、その資金を完済するまではあっせんできません。

◆資金使途が設備の場合、支払い済の費用はあっせんの対象となりません。あっせん書発行後、融資実行前に支払われた費用も同様です。

◆車両の購入については、事業用に限ります。車両本体価格250万円(税別)を限度とし、付属品を含む場合は、車両本体価格250万円(税別)かつ見積価格300万円(税込)以内が対象となります。(タクシー、トラック、建設機械等については制限はありません。)

また、必要以上の高級車・業務と無関係な装備(例えば4WD車・寒冷地仕様等)は対象にはなりません。融資あっせんの可否にあたっては、車種・大きさ・業種での必要性・従業員数・見積金額・自家使用可能性等を総合的に勘案して決定します。

◆車両の購入の場合、当該車両の納車完了後に「大田区中小企業融資車両購入完了届」(所定書式)の提出が必要です。自動車検査証の交付後、1か月以内にご提出ください。

◆給与所得者が不動産賃貸業を営んでいる場合は、全収入(年金収入は除く)の50%を超える収入を当該事業から得ており、かつ確定申告書の事業種目及び青色決算書又は収支内訳などで不動産賃貸業を営んでいると確認が取れた場合に対象となります。

◆連帯債務での融資(共有名義の不動産賃貸物件の修繕等)の場合、連帯債務者全員の連名での申込が必要となり、連帯債務者全員があっせん要件を満たす必要があります。要件を満たさない者がいる場合は、見積金額全体を、要件を満たしている連帯債務者が保有する持ち分で按分した割合までをあっせん金額の上限とします。また、自用部分はあっせん対象外です。

◆土地のみの購入はあっせんの対象とはなりません。

◆現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為を行わないことが条件です。

お申込みに必要な書類

(一般運転資金・一般設備資金・経営強化資金の場合) 区ホームページ又は申込要領を必ずご確認ください。

利用される資金の種類やお客様の状況に応じて、以下の書類に加えて別途資料を提出いただく場合があります。

	法人の場合	個人の場合
①	提出チェック表	
②	融資あっせん申込書(所定書式)	
③	直近の確定申告書(決算書を含む)の控えのコピー	直近の確定申告書の控えのコピー
④	個人情報の取扱いに関する同意書(所定書式)	
⑤	法人都民税・法人事業税の納税証明書(都税事務所発行)のコピー	特別区民税・都民税の納税(非課税)証明書(大田区発行)のコピー
⑥	履歴事項全部証明書のコピー	
⑦	売上高比較表(所定書式) ※経営強化資金の場合のみ	
⑧	「売上高比較表」の根拠が確認できる月次試算表、売上帳簿、法人事業概況説明書など	
⑨	見積書(見積書の宛名があっせん申込者と同一であり、有効期限内のもの)のコピー ※設備資金の場合のみ	
⑩	委任状 ※金融機関等が代理で申込みの場合のみ	
⑪	返信用レターパック ※郵送による受取を希望の場合のみ	

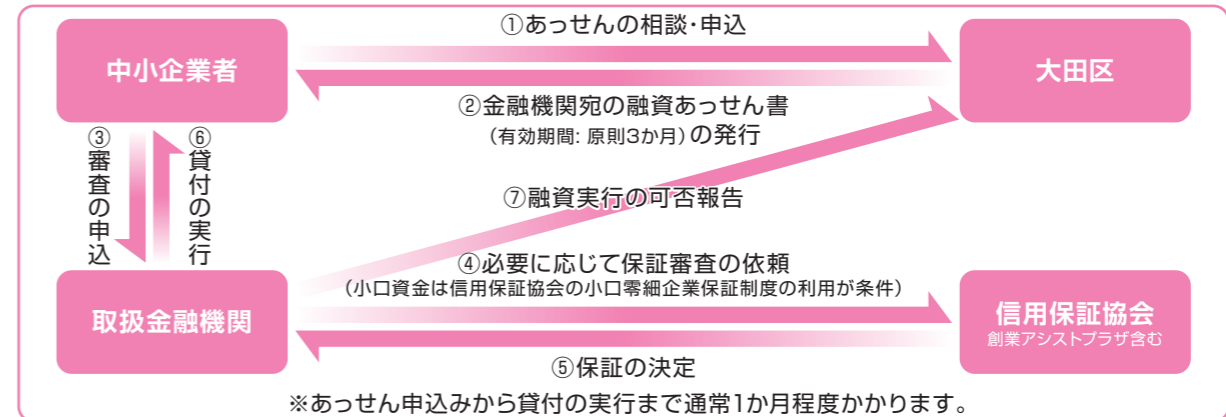
融資あっせん制度のポイント

- ① 区が低利の融資を金融機関にあっせんし、融資実行後の支払利子の一部又は全部を補給します。
※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資実行の可否及び融資額については金融機関等の審査によります。
- ② 原則として全ての融資制度に「小口零細企業保証制度」の利用可能な方を対象とした「小口資金」枠を設け、通常よりも高い利子補給率を設定しています。
※「小口零細企業保証制度」とは、全国統一制度に準拠した信用保証協会の100%保証制度で、常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の小規模事業者が、2,000万円(既存の信用保証付融資残高を含む)まで利用することができます。

お申込みから融資実行までの流れ

- 融資資金や利用される方のご事情により必要書類が異なる場合がありますので、まずはお問合せください。
- 区にあっせんを申し込む前に、融資の審査を申込み予定の金融機関にも事前相談を済ませておいてください。
- 「小口資金」枠でお申込みされる場合は、事前に信用保証協会の利用残高をご確認ください。

<一般運転・一般設備・経営強化資金の場合>



- 信用保証協会とは
信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受けるときに、保証人となる公的機関です。なお、信用保証協会の保証の有無は必須ではありませんので、金融機関と協議して決定してください(小口資金を利用の場合は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件)。

東京都信用保証料補助制度との併用について

区のおっせん制度と都の融資制度の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

区制度	都制度	対象者	信用保証料補助
①一般運転資金(小口) ②一般設備資金(小口) ③経営強化資金(小口) ④経営改善一本化資金(小口) ⑤小規模企業特別事業資金(小口) ⑥SDGs・脱炭素推進企業支援資金(小口) ⑦次世代育成サポート推進企業支援資金(小口) ⑧原油価格・物価高騰対策資金(小口) (注1)	小規模事業融資「小口」	小規模企業者(注2)	1/2
①一般運転資金(借換) ②経営強化資金(借換) ③経営改善一本化資金 ④原油価格・物価高騰対策資金(借換)	借換融資「特別借換」	小規模企業者(注2)	1/2
経営強化資金(注3)	経営安定融資「経営一般」	小規模企業者(注2)	1/2
SDGs・脱炭素推進企業支援資金(注4)	DX・イノベ産業育成支援融資「DX」	小規模企業者(注2)	1/2
開業資金(小口含む)	創業融資「創業」	創業者	2/3
SDGs・脱炭素推進企業支援資金(注5)	社会課題解決融資「HTT・ゼロエミ」	中小企業者	2/3
チャレンジ企業応援資金	設備融資「設備投資」	中小企業者	2/3
チャレンジ企業応援資金	設備融資「企業立地促進」	中小企業者	2/3

- (注1) 借換資金も含まれます。(注2) 小規模企業者とは常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の事業者等です。(注3) 売上高比較が直近3か月間で昨年同期と比較している場合に限りです。(注4) (公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている場合に限りです。(注5) エコアクション21、ISO14001のいずれかの認証、登録等をしている場合に限りです。

経営サポートのご案内

○小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 利子補給制度
⇒詳細は、東京商工会議所大田支部(電話:03-3734-1621)にお問合せください。

○セーフティネット保証の認定
○事業承継資金利子補給制度
⇒詳細は、大田区産業振興課融資係(電話:03-3733-6185)にお問合せください。

大田区中小企業融資あっせん制度一覧①

制度名称	融資あっせん対象
一般運転資金 〔「借換」扱いを含む〕 (注1)	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 「借換」の場合は、「一般運転資金(借換含む)」「(緊急)経営強化資金(借換含む)」「小規模企業特別事業資金(運転資金に限る)」「一般運転資金(利子補給加算)(借換含む)」「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」いずれか1口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。
一般設備資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 ※賃貸物件の購入・修繕等については、区内のみを対象とします。
経営強化資金 〔「借換」扱いを含む〕 (注1)	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせんの対象であること。ただし、区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地、個人の場合は住民登録地)又は事業所を1年3か月以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年3か月以上営んでいること。 最近3か月間又は1年間(注2)の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少し、事業経営のための運転資金を必要としていること。 「借換」の場合は、「一般運転資金(借換含む)」「(緊急)経営強化資金(借換含む)」「小規模企業特別事業資金(運転資金に限る)」「一般運転資金(利子補給加算)(借換含む)」「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」いずれか1口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。
経営改善 一本化資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 「一般運転資金(利子補給加算含む)(借換含む)」「一般設備資金」「(緊急)経営強化資金(借換含む)」「開業資金(商店街空き店舗活用・ものづくり事業含む)」「小規模企業特別事業資金」「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」のうち、異なる種類2口以上の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時完済すること。 ※本資金を区あっせん融資で借換、一本化することはできません。 ※「一般運転資金(利子補給加算)」は「一般運転資金」に含まれるため、「一般運転資金(利子補給加算)」と「一般運転資金」のみで本資金の申込はできません。
開業資金 ※事前予約制	次の1及び2のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人が、区内に実質的な事業所を有して開業すること(開業した日(注3)から1年未満の者を含む)。 事業を営んでいない個人が、区内に法人を設立(本店登記)して開業すること(法人を設立した日から1年未満の者を含む)。 ※中小企業者であること等の要件は、2ページの融資あっせんの対象に準じます。 ※相談・申込は、必ずご本人がご来所ください。
商店街 空き店舗活用 開業資金	次の1及び2の要件を備えていること。 <ol style="list-style-type: none"> 「開業資金」に規定する融資対象者の要件を備えている者。 区内の商店街空き店舗において、商業活動を目的とした開業を予定している者又は開業した者。 ※区内商店街空き店舗とは、商店街の区域(区長が別に定める商業関係団体の届出の制度に基づき当該届出をした団体の商店街の区域をいう。)内にあって、連続して3か月以上事業の用に供されていない大型商業施設内のテナントでない店舗等をいう。
ものづくり事業 開業資金	次の1及び2の要件を備えていること。 <ol style="list-style-type: none"> 「開業資金」に規定する融資対象者の要件を備えている者。 ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第2条第2項に規定するものづくり基盤産業又は統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業を営む者として開業を予定している者又は開業した者。
小規模企業 特別事業資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に事業所を1年以上有すること。 ※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外 常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業にあっては5人)以下であること。 前決算期の事業主の総所得(法人にあっては代表者が当該法人から受ける役員報酬)が800万円以下であること。 前決算期の年間売上が2億円以下であること。 ※本資金を取り扱っている金融機関は、8ページでご確認ください。

(注1) 区あっせん融資以外の資金を借換することはできません。また、事前に取扱金融機関に必ずご相談ください。 ※制度名称の下に〔「借換」扱いを含む〕と標記のない資金は、借換での申込はできません。

融資限度額・金利・返済方法などの融資条件

- 各資金は既存の融資残高を含め、融資限度額の範囲内で利用することができます。ただし、すべての資金を合計して、1事業者あたり6,000万円を超えて利用することはできません(団体事業資金を除く)。
- 各資金の融資限度額は「小口資金」枠を含めたものです。
- 「小口資金」枠は、全国の信用保証協会の保証付融資残高の合計が申込金額を含め2,000万円以内であり、常時使用する従業員数が20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の「小口零細企業保証制度」が利用可能な小規模事業者であることが条件です。
- 申込金額は10万円以上、設備資金は1万円単位、運転資金は10万円単位での申込となります。
- あっせん時の適用利率は、年2回(4月・10月)金利情勢等により変更となる場合があります。
- 融資方法は証書貸付のみ、返済方法は元金均等払いのみ、利率は固定金利のみとなります。

資金用途	融資限度額(万円) ※カッコ内は 小口資金の場合	融資期間 ※据置期間を含む	利率(%) ※カッコ内は小口資金の場合			連帯保証人・ 担保・その他
			名目利率	利子補給率	本人負担率	
運転 ※「借換」扱いの場合は、左記の借換対象資金の残高と新たな運転資金を、新規の「一般運転資金」でまとめる。	2,000(2,000)	84か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。 ※小口資金は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。
設備	3,000(2,000)	108か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
運転 ※「借換」扱いの場合は、左記の借換対象資金の残高と新たな運転資金を、新規の「経営強化資金」でまとめる。	1,000(1,000) ※「緊急経営強化資金」(平成21年3月であっせん取扱終了)は、本資金の残高とみなします。 ※「緊急経営安定資金」(平成23年8月であっせん取扱終了)は、本資金とは別枠です。	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	
運転 ※左記2の本化対象資金の残高と新たな運転資金を、「経営改善一本化資金」でまとめる。	2,500(2,000)	84か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.2 (1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
運転・設備	2,000(2,000) ※「開業資金」・「商店街空き店舗活用開業資金」・「ものづくり事業開業資金」の合計で2,000万円が融資限度額です。	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.8以下	1.4	0.4以下	
				全額	なし	
運転・設備	300(300)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	

(注2) 最近3か月間(又は1年間)とは、申込月(受付月)の前月までの3か月間(又は1年間)です。前月分の算出が困難な場合は、前々月までの3か月間(又は1年間)で算出してください。(注3) 開業届出書の開業日を指します。

大田区中小企業融資あっせん制度一覧②

制度名称	融資あっせん対象
原油価格・物価高騰対策資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 原油価格及び物価高騰の影響により、直近1年(注1)以内の任意の1か月の売上総利益又は営業利益のいずれかが前年の同月比で5%以上減少し、運転のための資金を必要としていること。 「借換」の場合は、「原油価格・物価高騰対策資金(借換含む)」の資金【直近の6月(6回)以上継続して元金を均等返済しているものに限る】を同時に完済すること。 <p>※本資金の申込受付締切は令和7年3月31日までを予定しています。</p>
SDGs・脱炭素推進企業支援資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。次のいずれかに該当すること。 ア エコアクション21、ISO14001、エコステージのいずれかの認定、登録等を受けている者。 イ (公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている者。 ウ 上記ア・イの認定等の有無にかかわらず、特定低公害・低燃費車(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する特定低公害・低燃費車をいう。)の購入に要する設備資金を資金用途とする場合。 <p>※1 ウの場合の車両本体価格は500万円(税別)を限度とし、付属品を含む場合は、車両本体価格500万円(税別)かつ見積価格600万円(税込)以内が対象です。(タクシー、トラック、建築機械等については制限なし。)</p> <p>※2 ウの要件であつせんを受け、融資実行したにもかかわらず、特定低公害・低燃費車の納車が確認できない場合、3年間、大田区中小企業融資あっせん制度をご利用いただくことができません。</p> <p>※3 ウの要件によるあっせん申込受付は、令和8年3月31日までを予定しています。</p>
次世代育成サポート推進企業支援資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 次のいずれかに該当すること。 ア 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・厚生労働省へ届出し、計画を実践又は実施の準備をしている者。 イ 事業所内保育施設を整備している者。
環境対策資金	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。 区内で同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること。 次のいずれかに該当する資金であること。 ア 公害防止に要する設備資金又は移転資金(注2) イ 石綿対策に要する設備資金(注3) ウ 耐震改修工事に要する設備資金(注4)
団体事業資金 ①共同事業運転資金 ②共同事業設備資金 ③転貸資金 ※取扱金融機関は、 商工組合中央金庫 大森支店のみ	<p>次の各号に掲げる要件を備えている組合であること。</p> <p>①共同事業運転資金 ②共同事業設備資金 ア 中小企業者(2ページ参照)を主たる構成員とすること。 イ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営むものを構成員とすること。 ウ 商工組合中央金庫の所属団体となりうること。 (中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、酒類業組合等及びその連合会)</p> <p>エ 法定期限内に確定申告をし、納期到来分の住民税・事業税を完納していること。</p> <p>オ 区内に主たる事業所を有し、組合員の2分の1以上が区内に住所又は主たる事業所を有すること。</p> <p>③転貸資金 カ 左記ア、イ、ウ、エの条件を備えていること。ただし、企業組合並びに協業組合を除く。 キ 転貸を受けようとする組合員が、(ア)区内に住所又は主たる事業所を有し、(イ)納期到来分の税金を完納し、(ウ)2ページに定める中小企業者であること。</p>
チャレンジ企業応援資金 ※事前予約制	<ol style="list-style-type: none"> 2ページの融資あっせん対象であること。ただし、区内に事業所を1年以上有すること。 ※登記上の本店所在地又は住民登録地のみを有する場合は対象外 前期決算において営業利益が出ていること、又は前期決算の営業損失が前々期決算と比較して縮小していること。 次の①から④のいずれかに該当する経営革新を資金用途とした設備・運転資金であること。 ①近代化又は省エネ化を目的とした機械設備、情報システム等の導入資金 ②区内店舗の新設・改装・バリアフリー化に要する資金 ③(公財)大田区産業振興協会の支援を受け、新製品又は新技術の開発を行なった者が市場開拓又は参入に要する資金 ④事業多角化に要する資金 <p>※1 申込受付後、中小企業診断士を派遣して経営診断を行い、区の審査を経てあっせんの可否を決定します。区の審査で認められたものについて、あっせん書を発行しますので、申込みからあっせんまで1か月程度時間を要します。</p> <p>※2 融資実行から概ね6か月経過後に、中小企業診断士が再訪問し、状況確認等を行います。</p> <p>※3 大田区「優工場」に認定され、認定期間5年以内にある場合には、※1・2の中小企業診断士による経営診断及び状況確認等を免除します。</p>

(注1)直近1年とは、申込月(受付月)の前月までの1年間です。(注2)原則として環境対策課の事前計画確認調査と事後完了確認調査があります。(注3)石綿除去・飛散防止工事のための工場等の改修に必要な資金です。申込にはアスベスト含有の証明書類等が必要です。工場等事業場の場合は、工場認可にかかる環境対策課の事前計画確認調査があります。

利子補給について

- ・利子補給は年2回、金融機関に対して支払います(延滞分の利子は補給対象外です)。
- ・利子補給は、融資の貸付実行日から原則として当初予定の最終返済日までに行います。
- ・次のいずれかに該当したときは、その事実があった日をもって利子補給を中止するとともに、過払いがある場合は返還していただきます。
また、平成27年4月1日以降のあっせん分については、年10.95%の割合で計算した違約金を別途徴収いたします。
①大田区外へ移転したとき ②事業を廃止したとき ③期限の利益を喪失したとき ④資金を目的外に流用したとき ⑤偽りの申込、その他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき ⑥返済条件等の変更を期限内に区へ報告しなかったとき ⑦その他条例施行規則、要綱等に定める事項に違反したとき (①及び②は平成28年1月1日以降のあっせん分から適用)
- ・返済条件や法人名、代表者、住所等に変更が生じた場合は、金融機関を通じて速やかに区までご報告ください。

資金用途	融資限度額(万円) ※カッコ内は 小口資金の場合	融資期間 ※据置期間を含む	利率(%) ※カッコ内は小口資金の場合			連帯保証人・ 担保・その他
			名目利率	利子補給率	本人負担率	
運転	1,000(1,000)	84か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下	全額	なし	信用保証協会の保証、連帯保証人、物的担保等があります。必要に応じて金融機関と協議してください。 ※小口資金は、信用保証協会の小口零細企業保証制度の利用が条件です。
運転・設備	1,000(1,000)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.7 (全額)	0.1以下 (なし)	
運転・設備	500(500)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	1.7 (全額)	0.1以下 (なし)	
設備・移転 (注5)	1,500(1,500)	60か月以内 据置6か月以内を含む	1.8以下	全額又は 1.3 (注6)	なし又は 0.5以下	
共同事業 運転資金	①1組合5,000 ②1組合1億円 ③1組合5,000 ※③は1組員あたり500を 限度 (①~③:2,000)	24か月以内 据置3か月以内を含む	1.5以下	1.3 (全額)	0.2以下 (なし)	
共同事業 設備資金		120か月以内 据置12か月以内を含む	1.5以下 ※返済期間48か月以内	1.3(全額)	0.2以下 (なし)	
転貸資金		12か月以内 据置3か月以内を含む	1.8以下 ※返済期間48か月超	1.2(1.4)	0.6以下 (0.4以下)	
運転・設備	5,000	108か月以内 据置6か月以内を含む	1.5以下	全額	なし	

(注4)区の耐震診断助成を受けて行った耐震診断の結果報告書に基づき、耐震改修工事の必要があると区長が認めたものに限り、ただし、当該耐震改修工事について他の公的助成制度による助成を受けて行う工事は除きます。(注5)移転資金は公害防止のために工場を移転する資金のみに限ります。(注6)公害防止に要する資金の利子補給率は1.3%となります。